

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月作成

令和3年6月改定

令和3年6月改定

令和8年4月改定

海南市立大東小学校

〒649-0111 和歌山県海南市下津町方1

TEL073-492-2040 Fax 073-492-5015

学校いじめ防止基本方針

海南市立大東小学校

- 1 はじめに
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
 - (1) いじめに見られる集団構造
 - (2) いじめの態様
- 4 いじめの防止等の学校の取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) 未然防止
 - ア 道徳教育及び体験活動等の充実
 - イ 児童会・生徒会活動等の活性化
 - ウ 児童生徒の人権意識の向上
 - エ 授業づくりの改善と工夫
 - オ 開かれた学校づくり
 - カ インターネット上のいじめの防止
 - (3) 早期発見・早期対応
 - ア 早期発見
 - イ 早期対応
 - ウ 関係機関との連携
 - エ インターネット上のいじめへの対応
 - (4) 教職員の資質能力の向上
 - (5) 家庭・地域との連携
 - (6) 継続的な指導・支援
 - (7) 「いじめの解消」についての判断
 - (8) 取組内容の点検・評価
- 5 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の判断・報告
 - (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供
- 6 いじめ防止年間指導計画

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、物品を隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、当該児童の表情や様子及び周囲の児童の状況も含めて確認し、いじめにあたるか否かを判断する。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる 集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしゃからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしゃからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校対策組織を設置する。

イ 学校対策組織は、校内支援委員会をもってこれにあてる。

構成員は、校長、教頭、学級担任、生徒指導部、教育相談部、特別支援教育、スクールカウンセラー※必要に応じて外部の専門家の助言を受ける。

ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

(ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校運営協議会の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを6月、10月、1月に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、家庭訪問、保護者懇談会を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童の思いや不安・悩みを十分受け止め、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。必ず複数名で対応する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちに情報収集を行い、いじめの事実を確認する。必ず複数名で対応する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、被害児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、被害児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼す

る前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回（6月、10月）、校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や学級懇談会等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を学校開放月間や運動会、音楽会、マラソン大会、日曜参観などの機会を通じて促す。また、学校運営協議会を中心として、大東ふれあい事業協議会や更生保護女性会、民生委員・児童委員と連携して朝のあいさつ運動や登下校の見守り活動、街頭指導や夜間巡回活動等を実施する。これらの活動を通じて、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラー等を交えたケース会議等を必要に応じて行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

(7) 「いじめの解消」についての判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の(ア) (イ)の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。なお、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(8) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂）をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1号重大事態）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2号重大事態）

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 心身に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - いじめにより転校等を余儀なくされた場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合（重大事態に至る可能性がある判断した場合を含む。）、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校が重大事態の調査主体となった場合は、学校対策組織において速やかに調査を行い、事案の事実関係、学校や教育委員会の対応の検証、及び調査で明らかになった事実関係や検証内容に基づいた今後の対応と再発防止策等について取り纏める。
- ウ 学校が重大事態の調査主体となった場合においても、教育委員会と密に連携し、教育委員会の助言や指導を受けながら、調査を行う。
- エ 学校は、重大事態の調査結果を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

6 いじめ防止年間指導計画

月	活動・指導計画 学：学校 児：児童会 保：保護者 P：PTA	活動・指導内容	留意点
4	学：職員会議 生徒指導部会・人権部会 始業式・入学式（学級開き） 児：1年生を迎える集会 保：授業参観・学級懇談会 家庭訪問 P：PTA総会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の指導方針の周知徹底 ・いじめ防止に向けた取り組みの計画 ・いじめのない学級づくり ・いじめ問題に対する方針の説明 ・家庭との連携、保護者の理解を得る 	学校におけるいじめの対応方針の確認
5	学：春の遠足 小中連絡協議会 学校運営協議会 児：全校集会 P：文化部ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間との協力、他者への思いやりの涵養 ・児童生徒の実態把握 ・学校運営方針等について理解を得る ・異学年児童の交流を深める 	保護者の理解を得る いじめの実態を把握する
6	学：Q-U アンケート いじめアンケート キッズサポートスクール 修学旅行 小中連絡協議会 児：全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態の調査 ・アンケートによる児童の実態把握 ・いじめに関する内容について少年サポートセンターによる指導 ・個々の児童の情報交換と対応の検討 	子ども自身の力で、いじめのない学校をつくる
7	学：授業参観 情報モラル教室 児：全校集会 保：個人懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携、保護者の理解を得る ・よりよいコミュニケーションや人との関係づくりのために気をつける事を指導 ・家庭との連携 	地域の理解を得る
8	学：小中連絡協議会 平和学習	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握 	小中連携の取り組みを確認する
9	児：全校集会 P：環境部奉仕作業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と協力して、環境整備を図る 	
10	学：運動会 社会見学 いじめアンケート 児：全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの異年齢活動を通して、リーダーシップや思いやり、社会性、判断力、責任感等の涵養 ・アンケートによる児童の実態把握 	子ども自身の力で、いじめのない学校をつくる
11	学：校内マラソン大会 学校運営協議会 児：全校集会 保：学校開放月間 P：人権教育講演会 文化部ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通しての児童間の協力、思いやりの涵養 ・命や子育てについての講演会実施 ・異学年児童の交流を深める 	保護者の理解を得る
12	学：校内研修 保：個人懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握、初期対応についての研修 ・家庭との連携 	地域の理解を得る
1	保：保護者アンケート いじめアンケート 児：全校集会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの情報や意見聴取 ・アンケートによる児童の実態把握 	いじめの実態を把握する
2	学：今年度の成果と課題 小中連絡協議会 P：文化部ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取り組みの検証 ・児童生徒の実態把握 ・異学年児童の交流を深める 	保護者の理解を得る 地域の理解を得る
3	学：来年度に向けて 学校運営協議会 卒業式 修了式	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けての取り組みの計画 ・今年度の学校運営についての検証 	次年度に向けての準備